

第5回協働推進会議準備会（全体会） 議事録

と き 平成15年3月19日（水） 9時30分～12時30分

ところ 大和市役所5階全員協議会室

メンバー 21名

- ・ **委員15名**：林座長 河崎副座長 内海部会長 池本委員 市村委員
内田俊委員 内田哲世委員 宇津木委員 岡島委員 小杉委員 小林委員
中村委員 百瀬委員 渡邊敦委員 渡辺精子委員
- ・ **事務局ボランティア3名**：大塚さん 関根さん 中島さん
- ・ **市職員3名**：市民活動課：清水課長他2名

議事要旨

全体の流れ

まず、内海部会長から、第5回作業部会（2/24）、第6回作業部会（3/12）の報告があり、その内容に基づき、基本協定に関する検討が行われました。そして、今後のスケジュール、3つのプロジェクトチーム、協働の指針、登録・届出に関する規則、広報に関する内容確認が行われ、最後に林座長により準備会全体のまとめが行われ、準備会での検討が終了しました。

確認事項

基本協定について

- ・ 「推進会議」は、すべて「大和市協働推進会議」とする。
- ・ 1 - 1「市との関係等について」、3 - 3「推進会議の運営、機能等に関する」の不必要な「等」はとる。
- ・ 3 - 2「基本協定は条例の目的を実現するルールとして尊重されなければならない。」と変更する。
- ・ 6 - 2「委員は、委員選定の手続きを経て大和市長が委嘱する」と変更し、6 - 6（委員の役割）の後に置く。
- ・ 7 - 6「傍聴者は、代表が許可した場合」の「代表」は「議長」とする。

- ・ 「10．機能に関する基本事項」に、推進会議の機能に関する共通事項として、公開の場、相互理解、市長の説明責任を盛り込む。
- ・ 「13．協働事業」は、骨組みは良いが、市、市長、市職員、市民の主体の部分は書き分ける。13 - 1は削除する。
- ・ その他、事務局で内容を整理して修正のうえ、メール等で委員へ確認する
- ・ 基本協定に盛り込めない内容は、協働の指針に盛り込む。

スケジュールについて

- ・ 第1回協働推進会議を4月21日(月)14時から行う。
- ・ 協働の指針(中間報告)を4月初旬に公表する。
- ・ 登録・届出の基準や書式に関する規則を4月中～下旬に施行する。
- ・ 基本協定は、パブリック・コメントを行った後に、5月に締結する。
- ・ 協働事業キャンペーン 5月に協働事業を募集
- ・ 公開プレゼン 6月7日(土)または8日(日)
- ・ ワークショップ型シンポジウム 7月5日(土)または6日(日)
- ・ 拠点、資金に関するワークショップを4回程度

作業部会について

- ・ 拠点、資金、推進会議の3つの作業部会を設け、4月の第1回推進会議後に活動を始める。

広報について

- ・ 広報について第1回推進会議で議題としてとりあげ、具体的なプログラムを検討する。事務局で内容を検討のうえ資料として準備する。

議事内容

開会：9時30分

(以下、議事内容 進行は林座長)

- ・ 座長：今日は、最後の準備会。この6ヵ月間、熱心にご検討いただき感謝している。4月の推進会議発足へ向けて、今日も盛りだくさんの内容である。前回の準備会以降、2回の部会でいろいろ検討が進んでいるので、まず部会報告からお願いしたい。

作業部会 の報告

- ・ 部会長：第5回(2/24) 第6回(3/12)の作業部会で確認された主な内容は次のとおりである。

基本協定について、資料4「基本協定たたき台3」のとおり整理した。

推進会議の位置付けについて、条例に基づく機関(附属機関ではない)という趣旨を再度確認するなかで、機能を考えていく必要がある。

プロジェクト・チームによる検討体制として、推進会議に、資金・拠点・推進会議の3つの作業部会を設ける必要がある。

基本協定の締結時期は、パブリック・コメント実施後の5月頃を目標とする。

登録・届出は、4月からスタートする。

基本協定について

- ・ 座長：このような内容の基本協定の締結は日本ではこれまで例がないようだが、議論を深めて良いものにしていきたい。

【推進会議に関する表記】

- ・ 委員：「大和市協働推進会議」を「推進会議」と略しているが、短くする意味がどこにあるのか。「大和市協働推進会議」とすべきである。
- ・ 委員：「協働推進会議」でも構わないと思うが。
- ・ 委員：なるべく枝葉をつけない方が良い。
- ・ 委員：「・・・推進会議」は、市のいろんな部署で設置しているので、「大和市協働推進会議」とした方が良い。
- ・ 座長：「大和市協働推進会議」とする。

【3 - 2 基本協定の尊重】

- ・ 委員：3 - 2「最大限尊重する」の「最大限」は必要ない。簡潔にわかりやすく、というのが基本である。
- ・ 委員：強調するという点ではあっても良いのでは。「最大限尊重されなければならない」でどうか。
- ・ 委員：読みにくくなる。「最大限」と入ると、よけいな事を考えてしまう。
- ・ 委員：推進会議と市長との間での協定なのだから、「最大限」は入れなくても良い。

- ・委員：「最大限尊重するものとする」はどうか。
- ・座長：「共に尊重するものとする」という程度で良いだろう。
- ・委員：あまりごちゃごちゃしない方が良い。単純に「尊重する」が良い。
- ・委員：「基本ルールとして最大限尊重する」とあるが、基本ルールは条例。「1 - 1に定める目的のために」などに変えるべき。
- ・部会長：3 - 2は「基本協定は条例の目的を実現するルールとして尊重されなければならない。」と変更すべきである。
- ・座長：そのように変更したい。

【5．成長するシステム】

- ・委員：「5．成長するシステム」の説明で、「共に育つ」という表現は、文学的でわかりにくい。英語に訳すとどうなるのか。「影響を与えながら」などの表現の方が良い。
- ・委員：教育という一方的な感じから共育というお互いにとという意味で、言葉としても普及し、社会的に認知されつつある。解説部分ということもあり、このままで良いと思う。
- ・委員：解説なので、このままで良いと思う。
- ・座長：解説部分は変更しないこととしたい。

【6．委員】

- ・委員：「1期目の特例」は、附則に置いた方が良いのでは。
- ・座長：一緒に置いておいた方がわかりやすい。
- ・委員：基本協定が締結された段階で必要なくなる規定。
- ・座長：「委嘱」は、「委員の役割」の後の方が良い。
- ・委員：「委員は、委員選定の手続きを経て大和市長が委嘱する」が良い。
- ・座長：そのように変更したい。
- ・委員：6 - 4「委員の選定方法は、推進会議で公開の場で検討して決定する」とあるが、選定方法自体はこの協定では定めないということか。
- ・部会長：作業部会では、選定方法について議論できなかった。今後のために設けた規定。

【7．会議】

- ・委員：7 - 6「傍聴者は、代表が許可した場合」の「代表」は「議長」とすべき。

【提案に関する推進会議の機能 市長の説明責任】

- ・委員：10 - 2の推進会議から市長への提案に関してだが、市民提案が推進会議でとまることがあるのか。推進会議に提案をとめる権限はあるのか。
- ・委員：提案に優先順位をつけるのか。
- ・委員：推進会議は立場的には不安定であるが、やり方次第では大きな権限を持つことになる。
- ・座長：実際に運用を進めていくと、いろいろなケースが出てくるだろう。今後のプロジェクト・チームのなかで検討を進めたい。今回の基本協定ではどこまで書いておくか、という確認に留めたい。
- ・委員：市長の説明責任は、誰に対してのものなのかが書かれていない。推進会議及び提案者に対して、という点を明記すべきである。
- ・委員：細かいところはプロジェクト・チームで、という点は賛成。市長の説明責任については、推進会議が公開の原則で運営されていくのだから、自ずと市民に対して公開されることになる。
- ・委員：公開の原則があるのだから、あえて誰に対してということを明記しなくても良いのでは。
- ・委員：きちんと明記すべきである。
- ・委員：推進会議と市長との間の基本協定なのだから、推進会議への説明責任という点は明確である。

【13. 協働事業】

- ・座長：協働事業がポイント。お互いに言い合える場を持つという機能が重要。
- ・委員：「第3 推進会議の機能に関すること」は、全般的に市と市長と市職員の使い分けをもう一度精査した方が良い。
- ・委員：13 - 1で、協働に関する市職員の理解は、推進会議が担うのではなく市長の役割ではないか。
- ・座長：13 - 1は、プロセスの設定を行う、ということがポイント
- ・委員：「公開の場で行う」以下の文章は削除した方がわかりやすい。
- ・部会長：「13. 協働事業」は、13 - 5~7 プロセスの設定、13 - 2 公開の場、13 - 1, 3, 4 職員、という大きく3つの要素にわけられる。
- ・委員：市民への協働の理解を深める役割というのは重要ではあるが、協働事業の範ちゅうではない。
- ・委員：プロセスの設定には、コーディネート能力が重要となる。

- ・委員：13 - 2で、「市民」とあるのは、条例にあわせて「市民等、事業者」とすべき。
- ・部会長：公開の場、相互理解、説明責任の部分は、協働事業に限ったことではなく、推進会議の機能に関する共通事項なので、「10 . 機能に関する基本事項」に盛り込んだ方が良さそう。また、市民事業に関する説明、報告の場でもあるので、その点も加えるべき。
- ・委員：市民のやるべきことが書かれていない点が気になる。
- ・委員：提案にも熟度も含め内容的にはいろいろあるだろう。実現までに遠い提案はこのシステムでどう処理されるのか。門前払いなのか。
- ・委員：このシステムを使えば実現しそうなものと提案自体をねり直しするものが出てくる。既にNPOが行っている事業で協働事業と扱うべきものもある。
- ・委員：推進会議は、プロセスを設定する役割を持つことから、実現性の高いものも低いものも扱う、という理解でいるが。
- ・委員：13 - 2の「市職員」は「市」とすべき。市の提案と市職員の提案はわかる必要がある。
- ・座長：13 - 2は提案の場を設ける、という点が本旨。
- ・委員：協働事業が提案者から切り離されてしまう感じを抱く。また、プロセスの設定の説明文に「予算や議会との関係整理」とあるが、長野県のダムのように、市民の意見が簡単にくつがえされることもある。優先順位などはどうするのか。
- ・委員：それは、この基本協定で決める内容ではない。実際の動きのなかで考える問題。
- ・座長：13 . 協働事業について整理したい。
 - * 骨組みは良いが、市、市長、市職員、市民の主体の部分は書き分ける。
 - * 13 - 1は削除する。
- ・座長：その他いろいろ意見が出ているが、この場で確認するのは難しいので、内容を整理して事務局で修正のうえ、メール等で委員へ確認してほしい。また、基本協定に盛り込めない内容は、協働の指針にコメントとして書き残してほしい。

【市民事業に関する提案】

- ・部会長：市民事業の提案に関する部分が抜けている。これまでの議論で、新しい公共に関する広汎な提案を受ける機能を推進会議が担う点が確認されていると思う。
- ・座長：今の段階では、基本協定には入れなくても良いのではないかと。協働の指針に盛り込むべき内容。
- ・委員：補助金を含め市との関係があるものは、協働事業ととらえて良いと思う。

- ・委員：1 - 1「市との関係等について」、3 - 3「推進会議の運営、機能等に関する」の不必要な「等」はとるべきである。

今後のスケジュールについて

- ・座長：今後のスケジュールについては、資料5の内容で進めることとしたいが意見はあるか。
- ・事務局：登録・届出の基準や書式に関する規則は、4月中～下旬に施行する予定である。実際の窓口での対応は、4月はじめから行いたい。

会議、イベント等の日程調整

- ・座長：それでは、スケジュールについては次の点を確認したい。
 - * 第1回協働推進会議を4月21日(月)14時から行う。
 - * 協働の指針(中間報告)を4月初旬に公表する
 - * 登録・届出の基準や書式に関する規則を4月中～下旬に施行する
 - * 基本協定は、パブリック・コメントを行った後に、5月に締結する。
 - * 協働事業キャンペーン 5月に協働事業を募集
 - * 公開プレゼン 6月7日(土)または8日(日)
 - * ワークショップ型シンポジウム 7月5日(土)または6日(日)
 - * 拠点、資金に関するワークショップを4回程度開催
- ・座長：プロジェクト・チームとしての作業部会についても、4月の第1回推進会議後にスタートしたい。拠点、資金、推進会議の3つの作業部会を設けることとする。4月の推進会議で委員全員でまず議論してみたいが、現時点での参加希望部会について、カードに記入してほしい。

各委員カード記入

- ・座長：皆さんに記入していただいた内容も参考にして部会編成を考えたい。

広報について

- ・座長：広報計画については、事務局ボランティアの方に資料を用意していただいた。
- ・事務局ボラ：推進会議は公開ということだが、ポイントごとに広報をいかに行っていくかが重要である。また、作業部会にあわせた広報活動も必要になる。

- ・委員：事務局の皆さんでぜひ具体的な広報計画案をたててみてほしい。
- ・座長：広報は非常に重要である。第1回推進会議で議題としてとりあげたい。具体的なプログラムを検討したいので、その準備を事務局にお願いしたい。

まとめ

- ・座長：この半年の間、準備会としての活動に積極的に参加いただき感謝している。4月から協働推進会議がスタートすることになるが、皆さんには引き続きご協力をお願いしたい。

清水市民活動課長からお礼のあいさつの後閉会：12時30分

(記録者：市民活動課 井東)